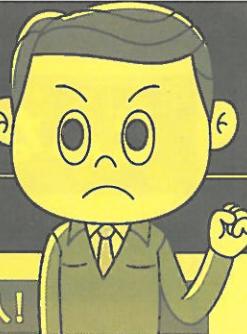


あなたは金利を払い過ぎていませんか?

年15%～20%を超える利息は違法です！例え約束していても払う必要はありません！

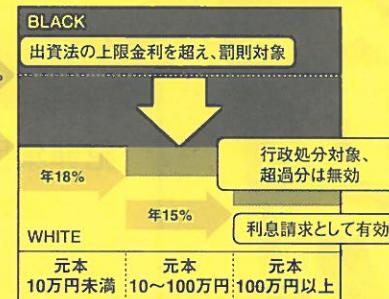


グレーゾーンの廃止と上限金利の引下げ

[改正前]



[改正後]



早急に全ての自治体に相談窓口を！



なぜ、今相談窓口が必要なの？

現在200万人とも270万人とも言われる多重債務者のうち何らかの相談窓口へアクセスできているのは約2割です。後の約8割がどこへ相談に行って良いかわからず、さ迷っています。中には自殺に追い込まれたり、犯罪の引きがねとなるケースが増えています。改正貸金業法が成立しましたが、グレーゾーンがなくなるのは概ね3年後です。この間貸す側は貸し渋り、貸しはがしをし、借りる側はそれでも一生懸命

返そうとし、金策に走ります。今以上に混乱が予想されます。この混乱を避けるため、アクセスしやすい相談窓口が必要です。

「借金の解決は必ずできます」と自治体の窓口で言って頂ければ自殺も犯罪も減ります。多重債務者は安心します。私達は、早急にすべての自治体に「多重債務相談室」または相談窓口を設置するよう求めていきます。

サラ金CMをやめさせよう！

大手サラ金は毎日、テレビで借り入れをすすめるコマーシャルを大量に流しています。サラ金の借り入れの動機は「コマーシャルを見て」というものが圧倒的に多いのです。お茶の間の日常的に流れるテレビコマーシャルで明るく軽いイメージを小さな子どもにまで与え続けています。しかし大手サラ金であっても「高利貸し」に違いはないのです。「高利貸し」のテレビコマーシャルなどただちにやめさせましょう。

2009年12月を目処にグレーゾーン廃止・総量規制の導入！

公布後、概ね3年後(2009年12月)を目処に、貸金業法43条のいわゆるグレーゾーン金利を撤廃し、出資法の上限金利(29.2%)を利息制限法の上限金利の水準(20%)まで引下げる。

概ね3年後に、サラ金などの上限金利は、利息制限法の利率(元本10万円未満は年20%、10万円以上100万円未満は年18%、100万円以上は年15%)に統一されます。法律施行後は、サラ金などが年20%を超えて貸し付けると刑罰が科され、年15%ないし18%を超えた場合は、行政処分の対象となります。

また、返済能力を超えた貸付を禁止するため、

総借入残高が年収の3分の1を超えないよう規制されます。このため、あらたな信用情報機関が整備されることになりました。

新しい法律の制定を受けて、政府は多重債務者対策本部を設置しました。全ての自治体でも親身に事情を聞き取り、解決へのアドバイスができる相談窓口の設置および充実がはかられることが必要です。

これ以上放置することは出来ない！

1,400万人が違法金利を払わされる異常事態！

今、サラ金などの高利貸し付けを利用している人は、全国に1,400万人いるといわれています。こんなに多くの借り手が、知らない、知らざれないままに、「払わなくていい利息」を払わされ、一方で、サラ金などは、不当な利益

を得てきました。そのせいで、年間20万人近くが自己破産をし、8,000人近くが経済的理由により、自ら命を絶っています。この数は交通事故による死者を上回る数です。こんな異常事態を放置しておくにわけにはいきません。

(人) [交通事故による死者数と経済・生活苦による自殺者の推移]



どんな解決方法があるの？

Case1 任意整理・特定調停

元金は減ります。将来の金利もつきません。

法律(利息制限法)によって定められた金利に引き直して、その残った元金を3年程度で分割払いすることができます。将来の金利もつきません。

Case2 過払い金請求

払いすぎたお金を取り戻すことが出来ます！

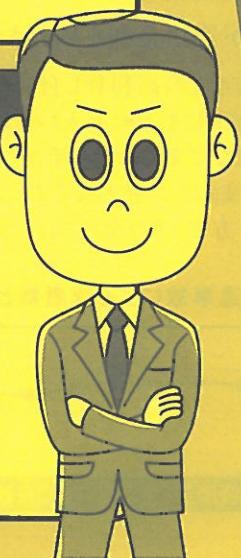
長期間返済を続けていますと、法律(利息制限法)によって定められた金利に計算し直した場合、マイナス(過払い)になっている場合があります。この過払い金を取り戻して、生活再建等に利用することができます。

Case3 個人再生

残った元金を5分の1に。

住宅を守りたいときにも。

法律(利息制限法)によって定められた金利に計算し直しても、その残った元金が多額な場合、この元金を裁判所の手続きを通じてカットすることができます。そして、カットされた元金を3年程度で分割払いすることができます。将来の金利負担も軽減されますが、住宅ローンを特別扱いにすることができます。



高金利引き下げおよび多重債務対策を求める全国連絡会

〒363-0023 埼玉県桶川市朝日2-12-23 朝日総合法務事務所 Tel:048-775-5892 FAX:048-772-0076

<http://homepage2.nifty.com/kinri-hikisage/index.htm>

[取扱団体]

Case4 自己破産・免責

裁判所の決定で、借金から解放されます。

将来の収入で返済することが困難な場合、裁判所に自己破産を申し立て、免責許可決定を得ることによって借金から解放され、フレッシュ・スタートが可能となっています。

Case5 ヤミ金融

犯罪集団にお金を払う必要はありません！

ヤミ金融業者には、お金を払う必要はありません。ヤミ金融が使用している銀行の口座凍結、携帯電話の利用停止を警察、銀行、携帯電話会社に申し入れましょう。このような、ヤミ金融の暴利は法律的にも支払い義務はありません。毅然とした対応と警察へ告発をし、ヤミ金融業者を撲滅しなくてはなりません。

自己破産のウソ、ホント

Q 全財産なくなる？

A 生活に必要な家財道具や99万円までの現金は残ります。破産手続き後に得た収入は自由に使えます。

Q 資格の制限

A 保険外務員・警備員等については、資格の制限を受けますが、一般に破産を理由に解雇されることはありません。

Q 選挙権がなくなる？

A 投票も立候補もできます。

Q 勤務先に知られる？

A 裁判所が勤務先に通知することはありません。



Q カードは持てない？

A 個人信用情報機関に約5年間、事故情報として記録されるので、その間はクレジットカードを作ったり、住宅ローンを組むことが厳しくなります。

Q 戸籍にのる？

A 官報に記載されるだけで戸籍や住民票には記載されません。

T363-0023 埼玉県桶川市朝日2-12-23 朝日総合法務事務所

夜明けの会事務局

TEL 048-774-2862